

## 第6章 部門別概念・定義・範囲

本章は、平成2年（1990年）産業連関表の基本分類の各部門について、その概念・定義・範囲を規定したものである。

平成2年表の部門分類は、原則として、昭和60年表のそれを踏襲しているが、一部に変更が加えられており、それらは、各部門ごとに変更内容を記載しているほか、章末には、新旧対照表として示されている。また、本章で言及している日本標準産業分類（JSIC）は、昭和59年1月改訂のものである。

部門別概念・定義・範囲は、おおむね次のとおり記述している。

〔列・行コード、名称〕

内生部門、最終需要部門、粗付加価値部門について、コード順に、列部門ごと（粗付加価値部門は行部門ごと）に規定している。

〔担当省庁〕

列・行コード、名称欄の下端に、当該部門の担当省庁名を記載している。

〔概念・定義・範囲〕

当該部門の概念・定義・範囲を規定している。

〔生産物例示〕又は〔品目例示〕

当該部門の活動により産出される主な財貨又はサービスを行部門ごとに例示したものである。ただし、行部門名から産出される主な財貨又はサービスが明らかな場合には例示を省略している。

〔変更点〕

平成2年表において昭和60年表の概念・定義・範囲を変更したもの等について記載している。

〔注意点〕

概念・定義・範囲に関する留意点、昭和55年表から昭和60年表における変更点等について注記している。

〔注〕1. 基本分類の部門名欄の★印は、活動主体を次のように示す。

★★……政府サービス生産者

★……対家計民間非営利サービス生産者

無印……産 業

2. Pは仮設部門を示す。

### 第1節 内生部門

#### 1 農林水産業

列部門	0111-01	米
行部門	0111-011	米
	0111-012	稲わら

（農林水産省）

米の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

米、稲わら

列部門	0111-02	麦類
行部門	0111-021	小麦（国産）
	0111-022	小麦（輸入）
	0111-023	大麦（国産）
	0111-024	大麦（輸入）

（農林水産省）

麦類の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

小麦、大麦（二条、六条）、裸麦

〔注意点〕

① 昭和60年表において、55年表の行部門「0011-210六条大麦（国産）」、「0011-230裸麦」及び「0011-260二条大麦（ビール麦）」を「0111-023大麦（国産）」に統合。

② 昭和60年表において、55年表の列部門「0011-20麦類」に含まれていたえん麦及びらい麦を列部門「0111-03雑穀」に統合。55年表の行部門「0011-290その他の麦」を「0111-039その他の雑穀」に統合。

列部門	0111-03	雑穀
行部門	0111-031	雑穀

（農林水産省）

雑穀の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

とうもろこし、こうりゃん（輸入）、えん麦（オート麦）、らい麦、あわ、ひえ、きび、そば

〔変更点〕

昭和60年表の行部門「0111-031とうもろこし・こうりゃん（輸入）」及び「0111-039その他の雑穀」を統合。

〔注意点〕

- ① 未成熟とうもろこしは「0113-01, -001野菜（露地）」に、青刈とうもろこしは「0116-01, -011飼料作物」に含まれる。
- ② 昭和60年表において、55年表の列部門「0011-20麦類」に含まれていたえん麦及びびらい麦を「0111-03雑穀」に統合。55年表の行部門「0011-290その他の麦」を「0111-039その他の雑穀」に統合。

列部門	0112-01	いも類
行部門	0112-011	かんしょ
	0112-012	ばれいしょ

（農林水産省）

いも類の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

かんしょ、ばれいしょ

〔注意点〕

さといも、やまのいも等は、「0113-01, -001野菜（露地）」に含まれる。

列部門	0112-02	豆類
行部門	0112-021	大豆（国産）
	0112-022	大豆（輸入）
	0112-029	その他の豆類

（農林水産省）

豆類の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

大豆、小豆、いんげんまめ、らっかせい、えんどう、そらまめ、ささげ

〔注意点〕

未成熟の大豆、いんげん、えんどう、そらまめは、「0113-01, -001野菜（露地）」に含まれる。

列部門	0113-01	野菜（露地）
	0113-02	野菜（施設）
行部門	0113-001	野菜

（農林水産省）

野菜の生産活動を範囲とする。

なお、野菜（施設）の範囲は、「野菜生産出荷統計年報」の区分に従い、ガラス室（主たる資材としてガラスを用いた

恒久的施設）、ハウス（ガラス以外のもので被覆され、作業者が中に入り得る施設）及びトンネル（作業者が中に入り得ない高さの被覆栽培施設）による野菜生産活動を、野菜（露地）の範囲はその他の野菜生産活動とする。

〔生産物例示〕

かぼちゃ、とうがらし、ピーマン、きゅうり、しろりり、メロン、すいか、なす、トマト、いちご、未成熟えんどう、未成熟そらまめ、未成熟とうもろこし、未成熟大豆、未成熟いんげん、とうがん、にがうり、おくら、キャベツ、はくさい、非結球つげな、ほうれんそう、ねぎ、たまねぎ、はたまねぎ、わけぎ、にら、みつば、しゅんぎく、にんにく、らっきょう、レタス、セロリー、カリフラワー、ブロッコリー、レッドキャベツ、こもちかんらん、パセリ、アスパラガス、ふき、みょうが、うど、わさび、しそ、せり、たけのこ、だいこん、かぶ、にんじん、ごぼう、さといも、やまのいも、れんこん、ゆりね、しょうが、わさびだいこん、マッシュルーム、くわい

〔変更点〕

昭和60年表の列部門「0113-01野菜」を「0113-01野菜（露地）」及び「0113-02野菜（施設）」に分割。

〔注意点〕

国産野菜については、昭和55年表までは「生産農業所得統計」の「野菜」の範囲でとられていたが、60年表からは「農業及び農家の社会勘定」（61年に「農業・食料関連産業の経済計算」と改称）の範囲に拡大。

列部門	0114-01	果実
行部門	0114-011	かんきつ
	0114-012	りんご
	0114-019	その他の果実

（農林水産省）

果実の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

みかん、なつみかん、ネーブルオレンジ、はっさく、いよかん、レモン、グレープフルーツ、りんご、バナナ、ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、おうとう、びわ、うめ、かき、くり、パイナップル、果樹の植物成長

〔注意点〕

国産果実については、昭和55年表までは「生産農業所得統計」の「果実」の範囲でとられていたが、60年表からは「農業及び農家の社会勘定」（61年に「農業・食料関連産業の経済計算」と改称）の範囲に拡大。

列部門	0115-01	砂糖原料作物
行部門	0115-011	砂糖原料作物

(農林水産省)

砂糖原料作物の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

さとうきび、てんさい

列部門	0115-02	飲料用作物
行部門	0115-021	コーヒー豆・カカオ豆(輸入)
	0115-029	その他の飲料用作物

(農林水産省)

飲料用作物の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

コーヒー豆(輸入)、カカオ豆(輸入)、茶(生茶)、ホップ、茶の植物成長

列部門	0115-09	その他の食用耕種作物
行部門	0115-091	油糧作物
	0115-092	食用工芸作物(除別掲)

(農林水産省)

他に分類されない食用耕種作物の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

油糧作物：なたね(種実)、ごま、オリーブ

食用工芸作物(除別掲)：香辛料作物(輸入)、こんにゃくいも

[変更点]

- ① 昭和60年表の列・行部門「0115-01、-011油糧作物」を本部門に統合。
- ② 昭和60年表の行部門「0115-091香辛料作物(輸入)」を「0115-092食用工芸作物(除別掲)」に統合。

[注意点]

- ① 昭和60年表において、55年表の列部門「0014-90その他の食用耕種作物」から「0116-01飼料作物」を除外。
- ② 昭和60年表において、55年表の行部門「0014-410なたね(種実)」及び「0014-490その他の油糧作物」を「0115-011油糧作物」に統合。

列部門	0116-01	飼料作物
行部門	0116-011	飼料作物

(農林水産省)

飼料作物の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

青刈とうもろこし、牧草、飼料用かぶ

[注意点]

昭和60年表において、55年表の列部門「0014-90その他の食用耕種作物」から「0116-01飼料作物」を分割・特掲。

列部門	0116-02	葉たばこ
行部門	0116-021	葉たばこ

(農林水産省)

葉たばこの生産活動(一次乾燥し、調製するまで)を範囲とする。

列部門	0116-03	種苗
行部門	0116-031	種苗

(農林水産省)

種苗の生産活動を範囲とする。

なお、生産物を直接自部門投入して生産活動を行うものを除く。

[生産物例示]

農産物(畜産物、蚕を除く)の種子、球根、苗木(山行き苗木を除く)

[注意点]

- ① 花き苗は、「0116-04、-041花き・花木類」に含まれる。
- ② 昭和60年表において、55年表の列部門「0015-20非食用耕種作物」から「0116-03種苗」を分割・特掲。行部門も、昭和55年表「0015-290その他の非食用耕種作物」から「0116-031種苗」を分割・特掲。

列部門	0116-04	花き・花木類
行部門	0116-041	花き・花木類

(農林水産省)

花き・花木類の生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

切花、鉢物、花木、花き苗、芝

[注意点]

昭和60年表において、55年表の列部門「0015-20非食用耕種作物」から「0116-04花き・花木類」を分割・特掲。行部門も、昭和55年表の「0015-290その他の非食用耕種作物」から「0116-041花き・花木類」を分割・特掲。

列部門	0116-09	その他の非食用耕種作物
行部門	0116-091	生ゴム（輸入）
	0116-092	綿花（輸入）
	0116-093	非食用工芸作物

（農林水産省）

他に分類されない非食用耕種作物の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

生ゴム（輸入）、綿花（輸入）、薬用作物（薬用人参、あまちゃづる等）、製紙原料作物（こうぞ、みつまた等）、敷物原料作物（いぐさ等）、織物原料作物（麻）、その他の工芸作物（あい、紅花等）

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列部門「0015-20非食用耕種作物」及び行部門「0015-290その他の非食用耕種作物」から「0116-03、-031種苗」及び「0116-04、-041花き・花木類」を除外し、「0116-09その他の非食用耕種作物」、「0116-093非食用工芸作物」に名称変更。

列部門	0121-01	酪農
行部門	0121-011	生乳
	0121-019	その他の酪農生産物

（農林水産省）

酪農の活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

生乳、乳子牛（と畜向け、肥育向け）、乳用牛の頭数増・肥大、きゅう肥

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の行部門「0016-120乳子牛（と殺向け）」を「0121-019その他の酪農生産物」に統合。

列部門	0121-02	鶏卵
行部門	0121-021	鶏卵

（農林水産省）

鶏卵の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

鶏卵、成鶏（産鶏）、鶏ふん、不正常卵

〔変更点〕

部門の名称を昭和60年表の「0121-02、-021採卵鶏」から変更。

〔注意点〕

① 昭和60年表において、55年表の列部門「0016-20養鶏」から「0121-02採卵鶏」を分割。

② 昭和60年表において、55年表の行部門「0016-210鶏卵」、  
「0016-220肉鶏」に含まれていた成鶏及び「0016-290その他の養鶏生産物」に含まれていた不正常卵、採卵鶏ふんを  
「0121-021採卵鶏」に統合。

列部門	0121-03	肉鶏
行部門	0121-031	肉鶏

（農林水産省）

肉鶏の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

ブロイラー、鶏ふん

〔変更点〕

部門の名称を昭和60年表の「0121-03、-031肉鶏（除別掲）」から変更。

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列部門「0016-20養鶏」から「0121-03肉鶏（除別掲）」を分割。55年表の行部門「0016-220肉鶏」に含まれていたブロイラー及び「0016-290その他の養鶏生産物」に含まれていたブロイラー鶏ふんを「0121-031肉鶏（除別掲）」に統合。

列部門	0121-04	豚
行部門	0121-041	豚

（農林水産省）

豚の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

豚、きゅう肥

〔変更点〕

部門の名称を昭和60年表の「0121-04、-041養豚」から変更。

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の行部門「0016-310豚」及び「0016-390その他の養豚生産物」を「0121-041養豚」に統合。

列部門	0121-05	肉用牛
行部門	0121-051	肉用牛

（農林水産省）

肉用牛の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

肉用牛、きゅう肥、肉用牛子畜（肥育向け）

〔変更点〕

部門の名称を昭和60年表の「0121-05、-051肉牛」から変

更。

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の行部門「0016-490その他の肉牛生産物」を「0121-051肉牛」に統合。

列部門	0121-09	その他の畜産
行部門	0121-091	羊毛
	0121-099	その他の畜産

(農林水産省)

他に分類されない畜産の活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

羊毛、馬(軽種馬を含む)、やぎ、めん羊、毛皮用動物(ミンク、うさぎ等の飼育及びその毛、毛皮等)、食用鳥類、その他の食用畜産物(やぎ乳、はちみつ、うずらの卵)、愛玩動物・鳥類、実験用動物(マウス、モルモット)、きゅう肥

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の行部門「0016-920肉畜」及び「0016-990その他の畜産生産物」を「0121-099その他の畜産」に統合。

列部門	0122-01	養蚕
行部門	0122-011	養蚕

(農林水産省)

養蚕の活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

蚕繭(上繭、種繭、玉・屑繭)、蚕種、桑の葉、桑の植物成長

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の行部門「0017-010蚕繭」及び「0017-020養蚕副産物」を「0122-011養蚕」に統合。

列部門	0131-01	獣医業
行部門	0131-011	獣医業

(農林水産省)

日本標準産業分類の小分類864「獣医業」の活動を範囲とする。

列部門	0131-02	農業サービス(除獣医業)
行部門	0131-021	農業サービス(除獣医業)

(農林水産省)

日本標準産業分類の小分類018「農業サービス業(園芸サー

ビス業を除く)」の活動を範囲とする。

なお、農協等の営農指導も本部門の活動の範囲とする。

〔品目例示〕

カントリーエレベーター、ライスセンター、稲作共同育苗施設、土地改良区、青果物共同選果場、航空防除、稚蚕共同飼育業、種付業、ふ卵業

列部門	0211-01	育林
行部門	0211-011	育林

(農林水産省)

山行き苗木(造林用)の生産活動、造林及び林木の保育・保護などの活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

苗木、立木の成長

〔注意点〕

造林用苗木は中間生産物であるが、この部門の生産物に含める。

列部門	0212-01	素材
行部門	0212-011	素材(国産)
	0212-012	素材(輸入)

(農林水産省)

立木を伐採し、枝払い、玉切り等を施し、丸太(そま角、大割材等を含む)を生産する活動を範囲とする。

列部門	0213-01	特用林産物(含狩猟業)
行部門	0213-011	特用林産物(含狩猟業)

(農林水産省)

林野から生産又は採取する産物(きのご類の栽培を含む)、製薪炭業、狩猟業の活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

きのご類(まつたけ、しいたけ、えのきたけ等)、種実(くり、くるみ等)、樹皮(しゅろ皮等)、生うるし、竹材、薪、木炭(黒炭、白炭)、狩猟による動物原皮

〔注意点〕

- ① 種実のうち栽培したものは列部門「0114-01果実」及び行部門「0114-019その他の果実」に含まれる。
- ② 昭和60年表において、55年表の列部門「0212-10特用林産物」及び「0212-20薪炭製造」を「0213-01特用林産物(含狩猟業)」に統合。55年表の行部門「0212-100特用林産物」、「0212-210木炭」及び「0212-220薪」を「0213-011特用林産物(含狩猟業)」に統合。

列部門	0311-01	沿岸漁業
	0311-02	沖合漁業
	0311-03	遠洋漁業
行部門	0311-001	海面漁業（国産）
	0311-002	海面漁業（輸入）

（農林水産省）

日本標準産業分類の小分類031「捕鯨業」及び032「一般海面漁業」の生産活動を範囲とする。

なお、沿岸漁業、沖合漁業、遠洋漁業の範囲は、「漁業養殖業生産統計年報」に合わせ次のとおりとする。

沿岸漁業：漁船非使用漁業、無動力船及び10トン未満の動力船を使用する漁船漁業並びに定置網漁業、地びき網漁業

沖合漁業：10トン以上の動力漁船を使用する漁船漁業のうち、遠洋漁業及び定置網漁業、地びき網漁業を除いたもの

遠洋漁業：遠洋まぐろはえなわ漁業、遠洋地びき網漁業、以西地びき網漁業等及び捕鯨業

〔生産物例示〕

魚類、えび類、かに類、いか類、たこ類、うに類、なまこ類、貝類、海藻類、鯨類

〔変更点〕

昭和60年表の行部門「0311-011沿岸漁業」、 「0311-021沖合漁業」及び「0311-031遠洋漁業」を統合し、「0311-001海面漁業（国産）」及び「0311-002海面漁業（輸入）」に分割。

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「0410-20、-200 遠洋・沖合漁業」を「0311-02、-021沖合漁業」及び「0311-03、-031遠洋漁業」に分割。

列部門	0311-04	海面養殖業
行部門	0311-041	海面養殖業

（農林水産省）

日本標準産業分類の小分類041「海面養殖業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

まあじ、ぶり類、たい類、くるまえび、ほや類、ほたてがい、かき類（から付）、こんぶ類、わかめ類、のり類、真珠

列部門	0312-01	内水面漁業
	0312-02	内水面養殖業
行部門	0312-001	内水面漁業・養殖業

（農林水産省）

日本標準産業分類の小分類033「内水面漁業」及び042「内水面養殖業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

内水面漁業：さけ類、からふとます、さくらます、ひめます、にじます、いわな、わかさぎ、あゆ、しらうお、こい、ふな、うなぎ、しじみ、えび類、藻類

内水面養殖業：ます類、あゆ、こい、ふな、うなぎ、ティラピア、淡水真珠、きんぎょ、錦ごい

〔変更点〕

昭和60年表の行部門「0312-011内水面漁業」及び「0312-021内水面養殖業」を統合。

## 2 鉱業

列部門	0611-01	鉄鉱石
行部門	0611-011	鉄鉱石

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類0531「鉄鉱業」及び0532「砂鉄鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

なお、「2029-011硫酸」部門の副産物である硫酸焼鉱は、本部門を競合部門とする。

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の行部門「1210-010鉄鉱石（国産）」及び「1210-020鉄鉱石（輸入）」を統合。

列部門	0612-01	非鉄金属鉱物
行部門	0612-011	銅鉱
	0612-012	鉛・亜鉛鉱
	0612-019	その他の非鉄金属鉱物

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類051「貴金属鉱業」、052「非鉄金属鉱業」、細分類0533「マンガン鉱業」、0534「クロム鉱業」、0535「タングステン鉱業」、0536「モリブデン鉱業」、0539「その他の鉄属鉱業」及び小分類059「その他の金属鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

その他の非鉄金属鉱物：金鉱、銀鉱、すず鉱、タングステン鉱、硫化鉄鉱

〔注意点〕

① 昭和60年表の列部門「0612-01非鉄金属鉱物」は、55年表の列部門「1220-10銅鉱」、「1220-20鉛鉱」、「1220-30亜鉛鉱」、「1220-90その他の非鉄金属鉱物」及び「1990-10硫化鉱・硫黄」のうち硫化鉄を統合。